

# SIDfm IG ライセンス利用約款

## 第1条 (適用範囲)

1. このSIDfm IG ライセンス利用約款 (以下、「本約款」といいます。) は、株式会社サイバーセキュリティクラウド (以下、「当社」といいます。) がセキュリティ・インフォメーション・ディレクター契約約款 (以下、「SIDfm 約款」といいます。) に基づき提供する本サービスにおける SIDfm IG ライセンス (以下、「本ライセンス」といいます。) の利用に関する条件を定めるものです。契約者が本約款に同意した場合、SIDfm 約款の内容にも同意したものとみなします。
2. 契約者は、本ライセンスの利用にあたって、本約款及び SIDfm 約款を遵守するものとします。なお、本約款にて別段の定義がなされていない用語については、SIDfm 約款の定義が適用されるものとします。

## 第2条 (用語の定義)

本約款において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本ライセンス」とは、本約款で許諾された範囲内において、本サービスを利用することができる権利をいいます。
- (2) 「契約者」とは、SIDfm 約款及び本約款に基づき本ライセンスの利用契約を締結した法人をいいます。
- (3) 「利用者」とは、契約者より本サービスのログイン ID を付与された特定の個人をいいます。
- (4) 「情報共有オプション」とは、本サービスによるセキュリティ情報データベースのコンテンツを、契約者又は利用者が、メーリングリスト又はチャットツールにより共有することができるオプションサービスをいいます。
- (5) 「メーリングリスト」とは、契約者が管理するメールアドレスで、セキュリティ情報データベースのコンテンツを被情報共有者に一斉に送信するためのメールアドレスをいいます。
- (6) 「チャットツール」とは、契約者が契約を締結して使用するコミュニケーションツールで、当社が事前に許可するものをいいます。
- (7) 「被情報共有者」とは、本サービスのログイン ID を持たない者であって、契約者の情報共有オプションの利用により、契約者又は利用者からメール又はチャットツールにより共有されたセキュリティ情報データベースのコンテンツを、当該メール又はチャットルーツ上で閲覧できる者をいいます。

## 第3条 (利用範囲)

1. 契約者及び利用者は、本サービスにより取得したセキュリティ情報データベースのコンテンツを、契約者又は利用者が所有する機器又はソフトウェアのセキュリティ管理のためにのみ利用することができるものとします。
2. 契約者及び利用者は、セキュリティ情報データベースのコンテンツを、前項の利用目的の範囲内においてのみ、複製・翻案できるものとします。ただしその場合、契約者及び利用者は、当社の指定する著作権の表示をしなければならないものとします。
3. 契約者及び利用者は、契約者が情報共有オプションを利用した場合において、自らの単なる情報発信 (有償・無償を問いません。) を目的として、本サービスにより取得したセキュリティ情報データベースのコンテンツを、ホームページへの掲載、メールマガジン等の配信ツールを使用する方法等によって、被情報共有者に共有することはできないものとします。
4. 被情報共有者は、契約者又は利用者より共有されたセキュリティ情報データベースのコンテンツについて、メール又はチャットツール上で閲覧のみできるものとし、第三者に対して、頒布、送信 (自動公衆送信、送信可能化を含みます。) 等を行うことは一切できません。
5. 被情報共有者の上限数は、別途申込書に定めるものとします。

## 第4条 (禁止事項)

契約者及び利用者は、本ライセンスの利用にあたって、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 日本国外に対して本サービスを利用させることを目的として本ライセンスを利用すること。

- (2) 本ライセンスを第三者に譲渡、転売、付与又はその利用を再許諾すること。
- (3) 本約款に定める者以外の第三者に対して、セキュリティ情報データベースのコンテンツを開示又は提供すること。
- (4) 本サービスの利用目的を超えて本ライセンスを利用すること。
- (5) 本サービスと類似したサービスを提供する等の目的で本ライセンスを利用すること。

#### 第5条（本約款等の遵守）

1. 契約者は、利用者及び被情報共有者に対し、自らの責任において本約款及び SIDfm 約款の定めを遵守させるものとします。
2. 当社は、利用者又は被情報共有者が本約款の定め違反したことにより契約者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第6条（規定外事項）

本約款に定めのない事項については、SIDfm 約款の定めが適用されるものとします。

#### 附則

2024年6月7日 制定

以上